

めて行う神嘗祭。その年の新穀を以て、自ら天照大神をはじめ天神・地祇を祀る大礼で、神事の最大のものとされる。

- 注(11) 悠紀に関する方。悠紀に関する物事。悠紀とは、大嘗会の時、新穀を奉るべき東方の国。中古から近江国があてられた。斎忌・由基とも書く。これに対するのが主基〔すき。悠紀に対して西方〕。
- 注(12) 八代集の一。20巻。寿永2年〔1183〕後白河法皇の院宣によって文治3年〔1187〕藤原俊成撰。撰歌は、一条天皇時代〔986～〕頃から2百年にわたり、「後拾遺和歌集」〔ごしゅういわかしゅう。20巻。藤原通俊が白河天皇の勅によって、応徳3年〔1086〕撰進した勅撰集〕に洩れたものからえらばれた。温雅幽寂な歌風の歌が集成されている。

資料 仙台市史第7、8巻

残月台本荒萩（「仙台叢書」第1巻の内）

大日本地名辞書第7巻（吉田東伍）

天保二・三年製作仙台城絵図〔「宮城県史」第2巻の内、「仙台市史」第9巻附録〕

伊達政宗誕生伝説考（小林清治、「仙台郷土研究」第18巻第4号の内）

84 公儀使とは如何なる役職か

問 元禄15年12月15日、目的を遂げた赤穂浪士が泉岳寺に引揚げる途中、伊達家芝邸門前にさしかかった一行に、即製の糒粥〔ほしいがゆ〕を供してねぎらったと聞いています。その処置をとったという大堀亮隆〔おおぼりすけたか〕の役職公儀使とはどのようなものですか。

答 德川体制が確立するに従い、諸藩は、當時幕府当局との連絡を緊密にすることが必要となっていました。そのために各藩は、留守居と称する練熟有能な専任者をそれぞれの江戸邸に置き、外交官的役割を果たさせるようになりました。これは、津の藤堂高虎が慶長18年〔1613〕に、在國中不在となる江戸における公私の便をはかるため、留守居の役を置いたのが始まりで、他の諸侯がこれにならうようになったものです。留守居は、江戸屋敷に常駐し、自藩の幕府に対する公務連絡をつかさどり、兼ねて同列親近諸藩との交際に当るのが、各藩とも共通の主たる任務でした。幕府もまた、諸藩に対し通達することがあれば、大目付が留守居を招集して行うのが例となりました。⁽¹⁾ 伊達家でも、留守居の職務を行う役人を、江戸邸に常置しています。伊達家独特の職名で公儀使〔こうぎつかい〕と称するものです。これは、最初聞番〔ききばん〕といい、後に改称したものです。「藩臣須知」（「宮城県史」第32巻の内）に『他所江対し御役人之名目申様……公儀使ハ留

守居』とあるように、対外的には便宜上、他藩並みの留守居と呼び替えることになっていました。この公儀使について「伊達家史叢談」卷之15(伊達邦宗)に、次の記事があります。『公儀使ハ、幕府ト本藩トノ外交上ノ事務ヲ弁ズル役人ニシテ、時々公儀ニ御使ヲ勤ムルヲ以テ此名アリ、我藩ニテハスク称スレドモ、幕府ニ対シテハ其藩ノ留守居ト称セリ、公儀使ハ尤モ世故ニ長ケ、礼節ニ長ジ、弁舌能アル者ヲ選ビ、常ニ藩邸ノ役宅内ニ住ス』。公儀使は若年寄の支配に属し、役列は地方行政担当の郡奉行の直上位となっていました。

(4)

(5)

(6)
注(1) どうどうたかとら。近世初期の武将。近江の人。入道して白雲と号した。浅井長政・羽柴秀長及びその子秀保に仕え、後に高野山に入ったが、豊臣秀吉に召し出されて宇和島城主となり、朝鮮征伐にも参加した。秀吉の歿後は徳川氏に属し、関が原・大坂の役の戦功により、伊勢・伊賀32万石に封ぜられた。寛永7年〔1630〕75才で歿した。

注(2) 江戸城内での殿中席次同等の藩。大名の格式が官位・領土・家格等の格差により次の8段階に区分され、詰所すなわち殿中席次がきめられていた。1大廊下(三家及び前田家・越前家)。2大広間(外様の大身。伊達家の詰席は此処であった)。3溜之間(家門すなわち家康以後の分家である高松・桑名・井伊・会津などの譜代の門閥)。4帝鑑之間(譜代の城主格60家)。5雁之間(板倉・稻葉など譜代の中堅40余家)。6柳之間(10万石以下の外様)。7菊之間(3万石以下の譜代)。8無席(詰所なし。無席大名7家)。詰席同一すなわち同列の大名同志は、接触の機会が多く、利害関係を共通にするので交際があった。その家臣である留守居仲間も詰席毎に寄合を作っていた。

注(3) おおめつけ。江戸幕府の職名。老中の配下にあってその耳目となり、諸務を監督し、諸大名の行動を監察し、諸吏の怠慢を摘発する権限をもつ。そのため「大名目付」とも呼ばれた。寛永9年〔1632〕設置した総目付の改称。定員4~5名のうち、1人は軍事に関係深い道中奉行、1人は宗門改を兼ねる。旗本中の俊秀な人材から任用された。将軍に直訴できる立場にあり、老中支配でありながら逆に老中を監察した。その職務柄から大名の待遇を受けた。なお大目付は目付を指揮干渉するものではなく、両者は全く別個な権限をもつものであった。目付は若年寄に直属して旗本等を監察する役職であった。

注(4) 「奥羽方言今昔談」(藤原相之助、「方言」第6巻第1号の内)に「お国言葉」が如何に堂々と尊重されたかを思わせる次のような記事がある。『各領とも方言を矯正することはしなかった。それは他に標準とすべき言語を認めないからだった。公儀使は職業的に共通語を操って用を弁じた。江戸方言〔田舎弁〕は一般に標準ともしなければ、その権威を認めようともしなかった。仙台で偶々江戸弁を使うものがあれば、下品な「折助〔おりすけ。武家の下僕〕弁」と軽蔑された』。各大名領の言葉は、それぞれ「お国言葉」と称し、他領に対しても堂々と胸を張って常用した。

注(5) 若老・小老ともいい、奉行を補佐して伊達家の庶政を司り、また奉行・出入司支配外の

「詰所以上之輩」すなわち大番士以上の伊達家の進退を司った。兵具・馬・年譜・幕小旗・大筒稽古〔砲術〕・堂形〔弓術〕・討芸〔武術〕・乱舞方〔能楽〕の事務を掌り、人によっては評定役・廬方の事務をも兼帶した。若年寄の初見は寛文6年〔1666〕6月西大条定賀・茂庭姓元の両名で、定員はない。「肯山公治家記録」前編卷之4、寛文6年7月14日の条に『如例年御船入へ漁獵ニ御出、奉行衆若老出入司小姓頭目付僕守医師公義使各肴献上……』と「若老」の職名が出ている。若老は、藩の支配機構が複雑になり、職掌が細分化するにつれて、奉行執行部分の中から庶政部分を担当することになり、寛文頃職制の上に定められたものである。

- 注(6) 出入司〔しゅつにゅうづかさ。財政・地方行政を司る〕に直属し、郡村の民政・司法・警察・勧業・経済等広汎な業務を担当する。2、3百石級の大番士から登用され、旅扶持20人分〔1人扶持は1石8斗〕を加給された。仙台領21郡970箇村は南方〔みなみかた。刈田郡・伊具郡・柴田郡・宇田郡・亘理郡・名取郡・宮城郡〕・北方〔きたかた。宮城郡高城・桃生郡深谷・遠田郡・黒川郡大谷・黒川郡・加美郡・志田郡・玉造郡・栗原郡〕・中奥〔なかおく。一迫・二迫・三迫・登米郡・本吉南方・牡鹿郡・磐井郡流〕・奥〔おく。磐井郡・胆沢郡・江刺郡・気仙郡・本吉北方〕の4区に分割し、各区域を担当する郡奉行が1名宛任命された。平常は城中において執務し、春秋2回各分担区を巡察した。配下に現地駐在の代官以下の諸役があった。

資料 伊達家史叢談卷之15（伊達邦宗）

85 雪形六出の構え

問 宮城刑務所の明治の建て物六角塔について調べている者です。「宮城刑務所設置事情史」（山田野理夫著、昭和30年宮城刑務所発行）の19ページに、次の部分があります。『この集治監は監獄建築として異色あるものだ。当時の国内監獄は皆この様式によつたものだが、中央に見張の六角塔が聳え、六棟の獄舎が放射状に配置され、中央からの監視が行き届く設計だ。この設計はドイツ人だと古老が言つてゐるが審かでない。人は雲形六出の構えとよんだ』。この「雲形六出の構え」とは、どのようなものですか。

答 「雲形六出の構え」は「雪形六出の構え」の誤りです。「東北のお国ぶり」（田村昭）にも『旧若林城跡に「雲形六出の構」と称する中央の塔から監視が行き届くようになつてゐるレシガ造の巨大な監獄ができあがつた。』など、特に最近の出版物の中には、よくそのように誤まって書かれてい